

住宅まちづくりの基本に関する条例

■背景

○道路などの都市基盤整備が十分でなく、建替え困難な住宅や小規模な住宅が多いなど、解決を迫られている住宅、住環境問題を抱えている。

○住宅問題の解決を図るには、区民、事業者、区の三者が協力して住宅対策とまちづくりをあわせて総合的、計画的に推進する「住宅まちづくり」の考え方を基本にする必要がある。

■主な内容

○良質な住宅の確保と良好な住環境の形成を推進し、安心して住み続けられるまちにしていくうえで基本となる理念や区民、事業者、区の役割と責任を定めた。

○区民の自主的活動への援助等

区は区民の組織的な住宅まちづくり活動に対し、必要な援助を行う一方、地域の住宅まちづくりの推進に関する提案を尊重していく。

○住宅及び住環境の水準は住宅マスタープランで示された目標に適合するよう定めた。

(仮称) 住生活の基本に関する条例

■背景

○住宅の数は世帯数を上回り量的には確保されたが、居住水準やバリアフリー化などの住宅の質の向上が求められている。

○ワンルームマンションが多く供給され、20歳代の単身者が転入してくる一方、若年夫婦世帯や子育て世帯の転出が転入を上回る傾向が続きバランスのとれた世帯構成が求められている。

○少子高齢化が急激に進行しており、高齢者等の居住の安定が求められている。

■区民の住生活の安定の確保と向上を図る施策

○単身者向け住宅と世帯向け住宅を適正な比率で配置するよう努める。

○居住面積水準の向上 ○バリアフリー住宅の普及 ○住宅管理の適正化 ○地域コミュニティの形成促進 ○良好な住環境、安全な住宅ストックの形成 ○環境への配慮 ○民間賃貸住宅における居住の安定確保

(仮称) まちづくり条例

■基本コンセプト(案)

都市計画マスタープランに沿ったまちづくり計画を推進し、区民発意によるまちづくりの推進、支援に資するもの。

■内容(案)

区民主体による身近な地区を単位としたまちづくりの推進など、都市計画に関する手続きを定める。